

【法改正及び法改正に係わる動向】

法令等名称	公布日	内容
排水基準を定める省令の一部を改正する省令	改正 平成 25 年 9 月 4 日 施行 平成 25 年 10 月 1 日	閉鎖性水域では富栄養化が問題になったことから平成 5 年から窒素、りんの水質基準を設定して排水規制を行っています。直ちに排水基準の達成が困難な一部の事業場に対しては 5 年間の措置として暫定排水基準を設けて基準値の見直しを行ってきました。現行の暫定措置が平成 25 年 9 月 30 日を適用期限としていたので、それ以降の暫定排水基準について定めたものです。 (http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17099)

【技術・知見情報】

今回のテーマ：自然由来の土壤汚染対策

土壤汚染対策法では以前は自然由来による土壤汚染を対象外としてきましたが、健康被害の防止の観点からは人為的原因による汚染と区別する理由がないことから 2011 年の改正により法の対象となりました。地歴調査により自然由来と判明した土地は人為的原因による場合とは異なった調査方法が定められています。（自然由来特例調査）

土地所有者は土地取引にあたって自然由来であっても土壤汚染対策法に定める指定基準値を超過する土壤に対し、ほとんどのケースで買主から除去・入替え等の措置を講じることを求められます。このことが原因で土地の転売が進まずブラウンフィールド化するケースも少なからずあります。自然由来の土壤汚染対策は、リスク管理の考え方を基本として地域の実態に合った合理的な対策方法を検討するフレームの構築が必要とされています。

【資格登録講習のご案内】

建築物石綿含有建材調査者

国土交通省は民間建築物の石綿実態調査を本格実施するために建築物のアスベスト調査者の資格制度を創設しました。資格を取得するためには登録講習機関が実施する講習を受講する必要があります。このたび登録講習機関として一般社団法人日本環境衛生センターが登録されました。受講者は建築に関する知識や経験を有していることが必要です。

建築物石綿含有建材調査者の制度化について（国土交通省）

(http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000420.html)

【編集者コラム】

今年の 10 月に第 1 号を発行し今回は第 2 号になります。早いもので今年も残すところ 1 か月となりました。環境リスクという視点で 1 年を振り返ると今年は放射能問題がクローズアップされ、土壤汚染やアスベスト、PCB問題はやや鳴りを潜めた感がありました。しかしこれらの問題もようやく法的な枠組みが出来、そのリスク低減対策はまだ緒に就いたばかりです。放射能問題も含めて長い目でこれらの環境リスクと対峙していくために、私たちは今後も環境リスクに関心のある皆様に有益な情報をご提供してまいります。